

芦屋市条例第 2 1 号

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年芦屋市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(設置) 第 2 条 (略) 2 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置) 第 2 条 (略) 2 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
芦屋市立岩園保育所	芦屋市岩園町 2 番 1 8 号	芦屋市立打出保育所	芦屋市宮川町 4 番 1 0 号
芦屋市立緑保育所	芦屋市緑町 2 番 4 号	芦屋市立大東保育所	芦屋市新浜町 8 番 1 号
		芦屋市立岩園保育所	芦屋市岩園町 2 番 1 8 号
		芦屋市立緑保育所	芦屋市緑町 2 番 4 号
(保育の実施) 第 4 条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。以下「施行規則」という。） <u>第 1 条の 5 各号</u> に掲げる事由により保育を必要とする場合又は児童が法第 2 4 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合に行うものとする。		(保育の実施) 第 4 条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。以下「施行規則」という。） <u>第 1 条各号</u> に掲げる事由により保育を必要とする場合又は児童が法第 2 4 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合に行うものとする。	

改正後	改正前
<p>(保育実施の解除)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。</p> <p>(1) 児童の保護者のいずれもが<u>施行規則第1条の5各号</u>に掲げる事由に該当しなくなつたとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(保育実施の解除)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。</p> <p>(1) 児童の保護者のいずれもが<u>施行規則第1条各号</u>に掲げる事由に該当しなくなつたとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。